



行政の 焦点

◎ 過重労働とは

インターネットで「過重労働」を検索すると、過重労働についていろいろなことを調べることができ、ネット上の辞書に限定すると、ヒットしません。「過労死」で検索すると、幾つかの辞書で用語の説明が調べられます。

デジタル大辞泉では、「長時間労働・不規則な勤務・頻繁な出張など業務に起因する極度の過労やストレス、長期間にわたる疲労の蓄積などにより、脳疾患や心臓疾患を起し死亡すること」としています。

人事労務用語辞典では、

「仕事で積み重なった過労や精神的なストレスが原因の一つとなって、疾

労自殺」も含めています。労働者災害補償保険法では、「脳血管疾患及び虚血性心疾患等（負傷に起因するものを除く）の認定基準（以下「脳・心臓疾患認定基準」という）」に基づき、業務による明らかかな過重負荷が認められれば、脳・心臓疾患を業務上の疾病とします。また、平成23年12月に定められた「心理的負荷による精神障害の認定基準

し、疾病にかかり、又は死亡することをいう」と定義し、業務に起因する疾病を労働災害に含めています。

◎ 過重労働認定基準

長時間労働が労働者に過重な負荷を与え、その結末として、脳・心臓疾患、精神障害を発症し、時には「死」に至るとすれば、これらの疾病を予

過重労働による労働災害防止対策

病や自殺などで死亡することを言います。過度な労働を課す日本企業の特徴な現象として、外国でも「karoushi」と呼ばれています。労災認定の中から生まれた言葉で、臨床医学的な用語ではありません。デジタル大辞泉では、「脳疾患や心臓疾患」に限定し、「人事労務用語辞典では、「疾病や自殺など」として、いわゆる「過

（以下「精神障害認定基準」という）」に基づき、長時間労働に従事したことが精神障害発病の原因と認められれば、精神障害を業務上の疾病とします。

防し、発症を未然に防ぐことが重要です。「脳・心臓疾患認定基準」では、脳・心臓疾患が業務に起因した疾病であるか否かを判断する上で、三つの要件を定めています。①異常な出来事、②短期間の過重業務、③長期間の過重業務、ですが、ここでは、③長期間の過重業務の認定要件を「過重労働」として取り上げます。

認定要件として、発症前の概ね6カ月間を評価期間とし、
①発症前1カ月間ないし6カ月間にわたって、1カ月当たり概ね45時間を超える時間外労働が認められない場合は、業務と発症との関連性が弱い、概ね45時間を超えて時間外労働時間が長くなるほど、業務と発症との関連性が徐々に強まると評価できる。
②発症前1カ月間に概ね100時間又は発症前2カ月間ないし6カ月間にわたって、1カ月当たり概ね80時間を超える時間外労働が認められる場合は、業務と発症との関連性が強いと評価できる。
③なお、ここでいう「時間外労働」とは、実労働時間で週40時間を超える労働時間です。労働基準法第三十七条で割増賃金の支払いが必要な時間外労働時間とは異なります。

ので、ご注意ください。

「精神障害認定基準」では、時間外労働時間の評価として、

- ① 極度の長時間労働は、心身の極度の疲弊、消耗を来し、うつ病等の原因となることから、発病日から起算した直前の1カ月間に概ね160時間を超える時間外労働を行った場合等には、当該極度の長時間労働に従事したことのみで心理的負荷の総合評価を「強」とする
- ② 長時間労働以外に特段の出来事が存在しない場合には、長時間労働それ自体を「出来事」とし、発病日から起算した直前の2カ月間に1カ月当たり概ね120時間以上の時間外労働を行い、その業務内容が通常その程度の労働時間を要するものであった場合等には、心理的負荷の総合評価を「強」とする
- ③ 出来事に対処するため、に生じた長時間労働は、

心身の疲労を増加させ、

ストレス対応能力を低下させる要因となることや、長時間労働が続く中で発生した出来事の心理的負荷はより強くなることから、出来事自体の心理的負荷と恒常的な長時間労働（月100時間程度となる時間外労働）を関連させて総合評価を行い、「中」程度と判断される出来事の後に恒常的な長時間労働が認められる場合等には、心理的負荷の総合評価を「強」とする。なお、出来事の前の恒常的な長時間労働の評価期間は、発病前概ね6カ月の間とする。

精神障害に係る過重な労働時間数は、脳・心臓疾患の認定基準よりも長い労働時間数となっています。発症の未然防止として労働時間数の管理を行う場合には、脳・心臓疾患認定基準により行うことが適切です。

◎ 認定基準の労働時間

平成12年7月、最高裁判所は、自動車運転者に係る行政事件訴訟の判決において、業務の過重性の評価にあたり、それまでの脳・心臓疾患認定基準では具体的に明示していなかった慢性的疲労や就労態様に応じた諸要因を考慮する考えを示しました。このため、医学専門家等を参集者とする「脳・心臓疾患の認定基準に関する専門検討会」において疲労の蓄積等について医学面からの検討が行われ、平成13年11月に検討結果を取りまとめられた（以下「専門検討会報告」という）。

働に着目してみた場合、現在までの研究によって示されている1日4〜6時間程度の睡眠が確保できない状態が、継続していたかどうかという視点で検討することが妥当という考えを示しました。

日本人の1日の平均的な生活時間を調査した総務庁の社会生活基本調査等によると、1日6時間程度の睡眠が確保できない状態は、労働者の場合、1日の労働時間8時間を超え、4時間程度の時間外労働を行った場合に相当し、これが1カ月継続した状態は、概ね80時間を超える時間外労働が想定され、1日5時間以下の睡眠は、1日5時間程度の時間外労働を行った場合に相当し、これが1カ月継続した状態は、概ね100時間を超える時間外労働が想定されるとしました。

この専門検討会報告を踏まえ、平成13年12月に脳・心臓疾患認定基準が改正されました。

〇 過重労働総合対策
脳・心臓疾患認定基準が改正されたことを踏まえ、平成14年2月に、「過重労働による健康障害防止のための総合対策」（以下「総合対策」という）が示されました。総合対策は、平成17年11月の労働安全衛生法の改正を踏まえ、平成18年3月に改正されています。

総合対策では、「過重労働による健康障害を防止するため事業者が講ずべき措置」を示しています。その内容の概要は、次のとおりです。

① 時間外・休日労働時間の削減
事業者は、平成13年4

月に示された「労働時間の適正な把握のための使用者が講ずべき措置等に関する基準について」に基づき、労働時間の適正な把握を行い、時間外労働は本来臨時的な場合に行われるものであることを踏まえ、時間外労働を月45時間以下とするよう努めること。

② 年次有給休暇の取得促進

事業者は、年次有給休暇を取得しやすい職場環境づくり、計画的付与制度の活用等により年次有給休暇の取得促進を図ること。

③ 労働者の健康管理に係る措置の徹底

事業者は、労働安全衛生法に基づき、産業医や衛生管理者、衛生推進者等を選任し、その者に事業場における健康管理に関する職務等を適切に行わせるとともに、衛生委員会等を設置し、適切に調査審議を行う等健康管理に関する体制を整備し、長時間にわたる時間外・

休日労働を行った労働者に対する面接指導等を行うこと。

◎ 労働災害防止対策

現に月45時間を超える時間外労働を労働者に行わせている事業場においては、労働者の健康管理に係る措置の徹底は、重要なことですが、労働基準法は、第三十二条で、週40時間を超える労働を禁止しています。時間外労働は、本来臨時的なもので、労働基準法第三十六条で定められている労働協定を締結する等の手続を経ることで、初めて40時間を超える労働が認められるものです。

時間外労働については、労使協定の当事者である使用者と労働者が真摯に協議し、月45時間以下の協定内容となるように努め、また、適正な労働時間把握を行い、時間外労働が月45時間以下となるよう労働時間管理を行うことが、何よりも重要で

す。

労働基準法に、週40時間労働制を定めたのは、日本国民の総意であるはずです。

労働基準監督署には、労働者から、労働者の家族から、今なお多くの過重労働防止、時間外労働削減の指導を求める情報が寄せられています。

会員皆様の事業場におかれましては、過重労働による疾病として認定される月80時間の時間外労働時間数を下回る労働時間管理ではなく、全ての労働者において、過重労働による疾病の発生する危険が低いとされる月45時間以下の時間外労働時間数となるように、適正な労働時間管理を行っていただきますようお願いいたします。

人の命は地球より重いとすれば、この労働時間管理は、過重労働により死亡に至る疾病発症の防止であり、死亡災害が多く発生している墜落災害、挟まれ・巻き込まれ災害

等の防止対策と同様に、労働災害防止対策として、最優先に行う必要があることにご留意願います。

許容できる範囲まで、リスクの低減措置をお願いします。

暑中お見舞い 申し上げます

名古屋北労働基準監督署

署長 田中哲夫
次長 高木勝己
次長 中村和嗣
署員一同

会員の皆さま 暑中お見舞い申し上げます

一般社団法人名北労働基準協会

会長 石原金三
副会長 白井文吾
専務理事 池戸宏光
事務局長 市之瀬高司
特別顧問 石田幹夫
事務局職員一同